

I 【最重要】～介護サービス事業所・施設等の皆さまへ～

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金（支援金）は、令和3年3月31日までに事業を完了（納品等を完了）させる必要があります。

ただし、納品の遅れ等やむを得ない事情がある場合は、翌年度へ事業を繰り越すことができます。ついては、繰越しが必要な場合は、下段の調査票に記載の上、メール又はFAXで令和3年2月26日（金）【厳守】までに介護支援課に提出願います。なお、補助金の交付決定前であっても、繰越しが見込まれる場合は、提出願います。

また、補助金及び慰労金の申請期限を令和3年1月末まで延長しましたが、同年2月末までは、郵送等による申請を受け付けますので、長野県（医療・福祉）慰労金・支援金運営センター（介護分）に速やかに提出願います。

=====
令和2年度長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金（支援金）に係る事業繰越調査票

| | | |
|-----------|--------|--|
| 事業者名（法人名） | | |
| 担当者氏名 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | |
| | e-mail | |

下記のとおり、令和3年度への事業繰越しを希望いたします。

| 交付決定額 （交付申請額） | 繰越しとなる理由 | 事業完了予定時期 |
|-------------------|---------------------------------|----------|
| （例） 1,000,000円 | 発注済みであるが、納品の遅れにより、年度内納品とならないため。 | 令和3年5月末 |
| | | |

※令和3年度への事業繰越しが見込まれる場合のみ、令和3年2月26日（金）【厳守】までに提出してください。

※備品等の購入の場合、令和3年3月31日までに納品が完了していれば支払い前でも繰越しは不要です。

※複数の事業所がある場合、繰越しが見込まれる事業所が一つでもあれば、全事業所が繰越し対象となります。

※この調査票の提出を受けて、繰越しの可否及び繰越し手続きにつきましては、別途ご案内します。

【問合せ及び調査票提出先】長野県 健康福祉部 介護支援課

電話 026-235-7113又は7121、FAX 026-235-7394

メールアドレス kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

II 【重要】松本市の中核市移行に伴う事務の移譲について

令和2年10月14日、松本市を中核市に指定する政令が10月9日の閣議決定を経て公布されたことにより、松本市の令和3年4月1日の中核市移行が正式に決定しました。これに伴い、松本市内に所在する指定介護サービス事業所等に関する事務が長野県から松本市に移譲され、令和3年4月1日からは松本市が行うこととなることから、松本市内の事業所等に係る申請書類等の提出先が変更になりますのでご注意ください。

○ 提出先

- ・提出日が令和3年3月31日まで：長野県松本保健福祉事務所福祉課 電話：0263-40-1911（直通）
- ・提出日が令和3年4月1日以降：松本市健康福祉部高齢福祉課 電話：0263-34-3213（直通）

※上記によらない場合は、別途お知らせします。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係（介護保険法関係） 電話：026-235-7121（直通）
施設係（老人福祉法、社会福祉法関係）

電話：026-235-7113（直通）

松本市 健康福祉部 高齢福祉課

電話：0263-34-3213（直通）

III 令和3年度介護報酬改定(案)に伴う加算等の届出の取扱いについて

令和3年度の介護報酬改定に伴い、4月1日から創設される加算（以下、「新たな加算」という。）を算定される場合、又は、現在算定中の加算を変更される場合の取扱いは、以下のとおりですので、ご注意ください。

1 届出の対象事業者

令和3年4月1日から、新たな加算を算定する事業者、又は現在算定中の加算を変更する事業者

2 届出書類

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和3年4月版）
- 添付書類：現時点では未定。3月中旬以降、県、長野市及び松本市ホームページに掲載予定です。

3 届出書の提出期限

- 指定居宅サービス（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与）
：令和3年3月中旬（詳細な提出期限は後日お知らせします。）
- 指定施設サービス、指定居宅サービス（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護）
：令和3年4月1日（木）

4 届出書の提出先

- 長野市以外の事業所：事業所の所在地を管轄する県保健福祉事務所福祉課
ただし、松本市内の事業所については、令和3年4月1日（木）以降、松本市への提出となりますので、ご注意ください。
- 長野市内の事業所：長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

5 その他の留意事項

- 加算の届出がある場合の注意点について
例年一部の事業者において、加算等の届出の記載誤り等により、翌月請求のエラーとなってしまう事例が多く見受けられます。届出の際は、内容をよく見直ししていただき、間違いがないようにお願いします。
- 加算の届出がない場合の取扱いについて
加算の届出がない場合、新たな加算については、「なし」/「対応不可」として取り扱い、現在算定中の加算については、変更がないものとして取り扱います。
- 加算に関する問い合わせ等について
県、長野市及び松本市ホームページ等の情報を十分ご確認いただいた上で、お問い合わせください。
3月から4月にかけて、皆様からのお問い合わせが集中し、電話がつながりにくい場合がありますので、ご質問については、別添様式1の質問票（下記ホームページに掲載）に記載の上、FAX又はメールにて提出いただくようお願いいたします。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和3年度介護報酬改定等について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/03kaisei.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

長野市 保健福祉部 高齢者活躍支援課 介護施設担当 電話：026-224-5094（直通）

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当 電話：0263-34-3213（直通）

IV 令和3年度介護報酬改定に係る事業者説明会について

報酬改定に当たっては、これまでで参集による説明会を開催していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、今年度はWEBによる動画配信での説明とホームページ上への資料掲載により実施いたします。

なお、動画や資料の提供等の詳細については、改めてご連絡いたします。

報酬改定に係る各種情報は下記長野県ホームページにおいて随時更新していますので、ご確認ください。

○掲載先URL（長野県ホームページ）

「トップページ」→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「令和3年度介護報酬改定等について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/service/03kaisei.html>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 令和3年7月から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「本年10月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成31年4月24日付け厚生労働省事務連絡）で周知されたとおり、新商品について3か月に1度の頻度で全国平均貸与価格の公表や上限価格を設けることとしております。

今般、令和3年7月貸与分から適用される新商品に係る福祉用具の全国平均貸与価格及び上限価格について、厚生労働省のホームページに掲載されましたので、以下をご参照いただき、福祉用具貸与の実施及び請求にあたり遺漏なくご対応いただきますようお願いいたします。

○掲載先URL（厚生労働省ホームページ）

「ホーム」→「政策について」→「福祉用具」→「(参考) 福祉用具全国平均貸与価格・貸与価格の上限公表に係る関係通知等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

※本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページでも掲載しています。

「ホーム」→「福祉用具貸与価格適正化推進事業（厚生労働省）令和2年度」→「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表」

<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

VI 長野県社会福祉協議会事務所移転について

長野県社会福祉総合センターの移転に伴い、長野県社会福祉協議会事務所は令和3年2月22日（月）より長野保健福祉事務所庁舎内に移転しますのでお知らせします。

【新住所】〒380-0936 長野市中御所岡田98-1 長野保健福祉事務所庁舎内

長野県社会福祉総合センター

電話 026-228-4244（代表）（変更ありません）

○掲載先URL（長野県社会福祉協議会ホームページ）

<http://www.nsyakyo.or.jp/news/2021/01/post-185.php>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 地域福祉課 地域支援係 電話：026-235-7114（直通）

長野県社会福祉協議会 総務企画部

電話：026-228-4244（代表）

Ⅶ 長野県外国人材受入企業サポートセンターの開設について

長野県行政書士会に、新たに外国人材を受け入れる企業等が在留資格制度や受入れのノウハウ等について相談できる「長野県外国人材受入企業サポートセンター」が下記のとおり開設されました。

外国人材の受入れに関する疑問や相談がある際にはご活用ください。

名称 長野県外国人材受入企業サポートセンター
場所 長野県行政書士会館内（〒386-0836 長野市大字南長野南県町1009-3）

○掲載先URL（長野県外国人材受入企業サポートセンターホームページ）

<http://nagano-gaisapo.org/>

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

【介護支援専門員証更新申請書の申請期間について】

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。

介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

| 有効期間満了日 | 更新申請期間 |
|------------------------|-------------------------|
| 2021年4月1日～2021年4月30日 | 2021年2月11日～2021年3月10日 |
| 2021年5月1日～2021年5月31日 | 2021年3月11日～2021年4月10日 |
| 2021年6月1日～2021年6月30日 | 2021年4月11日～2021年5月10日 |
| 2021年7月1日～2021年7月30日 | 2021年5月11日～2021年6月10日 |
| 2021年8月1日～2021年8月31日 | 2021年6月11日～2021年7月10日 |
| 2021年9月1日～2021年9月30日 | 2021年7月11日～2021年8月10日 |
| 2021年10月1日～2021年10月31日 | 2021年8月11日～2021年9月10日 |
| 2021年11月1日～2021年11月30日 | 2021年9月11日～2021年10月10日 |
| 2021年12月1日～2021年12月31日 | 2021年10月11日～2021年11月10日 |

※令和3年（2021年）2月及び3月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。（必着）**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様にご提供したい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時ご覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp